

吹田市公民館条例の一部改正に係る骨子案に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間 令和7年(2025年)11月6日(木曜日)～  
令和7年(2025年)12月5日(金曜日)

2 提出意見数 5件(5通)

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

	提出意見(要約)	市の考え方
1	高齢者や電車を使う利用者が多いため、駅近くにある吹一地区公民館さんくす分館を存続してほしい。【2件】	さんくす分館は、吹一地区公民館が他の公民館と比べ狭いことから、その対策として設置しているものです。移転建替えにより、他の公民館と同程度の広さとなることから、さんくす分館は廃止させていただきます。移転建替え後の吹一地区公民館は、バリアフリーに配慮した設計としているため、高齢者の方や障がいのある方にも利用しやすい施設となります。 さんくす分館の交通アクセスと比べると、御不便をお掛けしますが、新しい公民館の御活用を、お願いいたします。
2	100歳体操等のグループ活動や自治会の役員会等に利用しているが、高齢のため駅前から移転後の吹一地区公民館へ歩いていくことが困難である。さんくすの一面に場所を提供する又は新たな施設を設置してほしい。【3件】	吹田市では、原則として小学校区に1公民館を設置しております。同じ場所で会議等ができる場所や施設をとのことでありますが、当該地区で新しく公民館を設置するため、新たな施設等を設置することは、検討しておりません。 移転場所は、吹一地区のおおむね中央に位置し、現公民館からも近いことから、地域の方々の利便性も考慮し、選定させていただきました。さんくす分館と比べますと、駅からは遠くなり、御不便になることと思いますが、新たな公民館やコミュニティセンター、勤労者会館などの御利用を御検討ください。